

# 簡易自己チェックシート

- 条例指定NPO法人としての指定を受けるためには、条例に定められた次に掲げる指定基準に適合する必要があります。
- 条例指定NPO法人としての指定を受けるための申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の12項目のチェックポイントを確認してください。
- 実績判定期間とは、指定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定の申出をする法人の場合は、2事業年度分)について、ご確認ください。詳しくは、次のページでご確認ください。

## 《チェックポイント》

① 大阪府内に事務所を設置している(P8)	適・否
② 法人の事業活動について、積極的かつ適切に情報発信を行っている(P9、10)	適・否
③ イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P11) 又は ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均50人以上である(P12)	適・否
④ 他の団体と協働して、地域課題の解決に向けた活動を行っている(P13)	適・否
⑤ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P14)	適・否
⑥ 運営組織及び経理が適切である(P16)	適・否
⑦ 事業活動の内容が適正である(P17)	適・否
⑧ 情報公開を適切に行っている(P18)	適・否
⑨ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P19)	適・否
⑩ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P20)	適・否
⑪ 設立の日から1年を超える期間が経過している(P21)	適・否
⑫ 欠格事由のいずれにも該当しない(P22)	適・否

## ご注意ください！

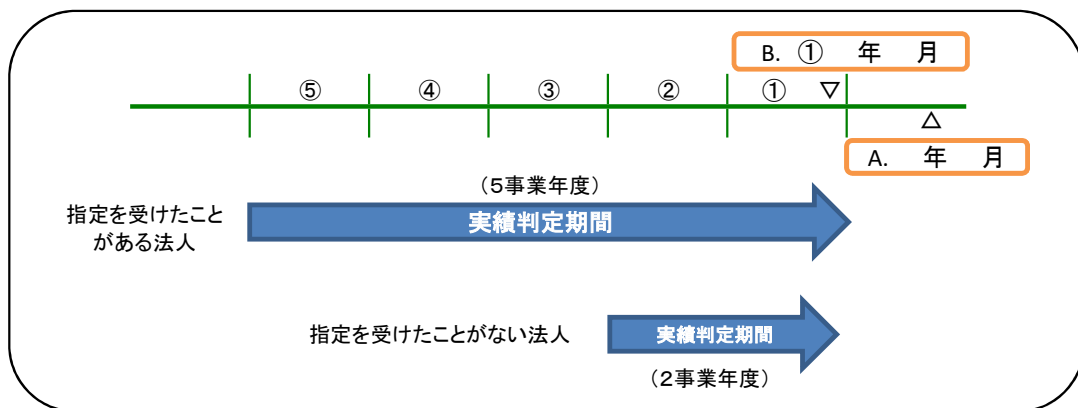
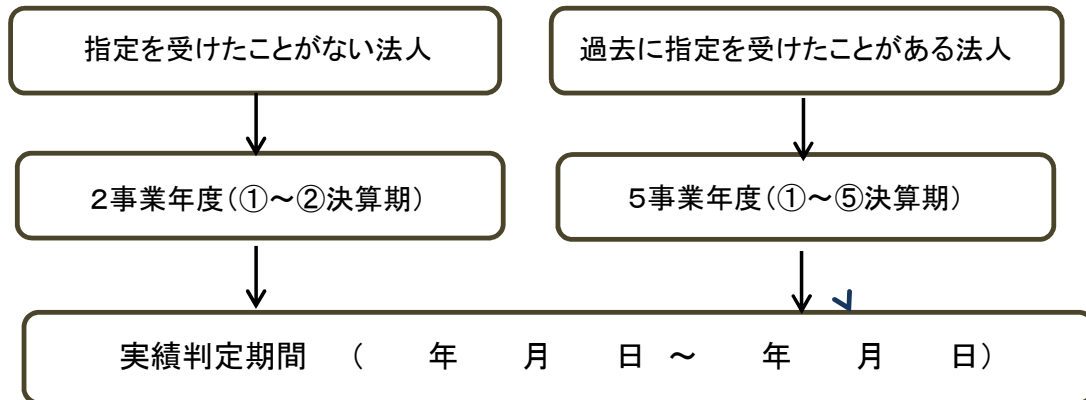
- このチェックシートは、指定基準を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

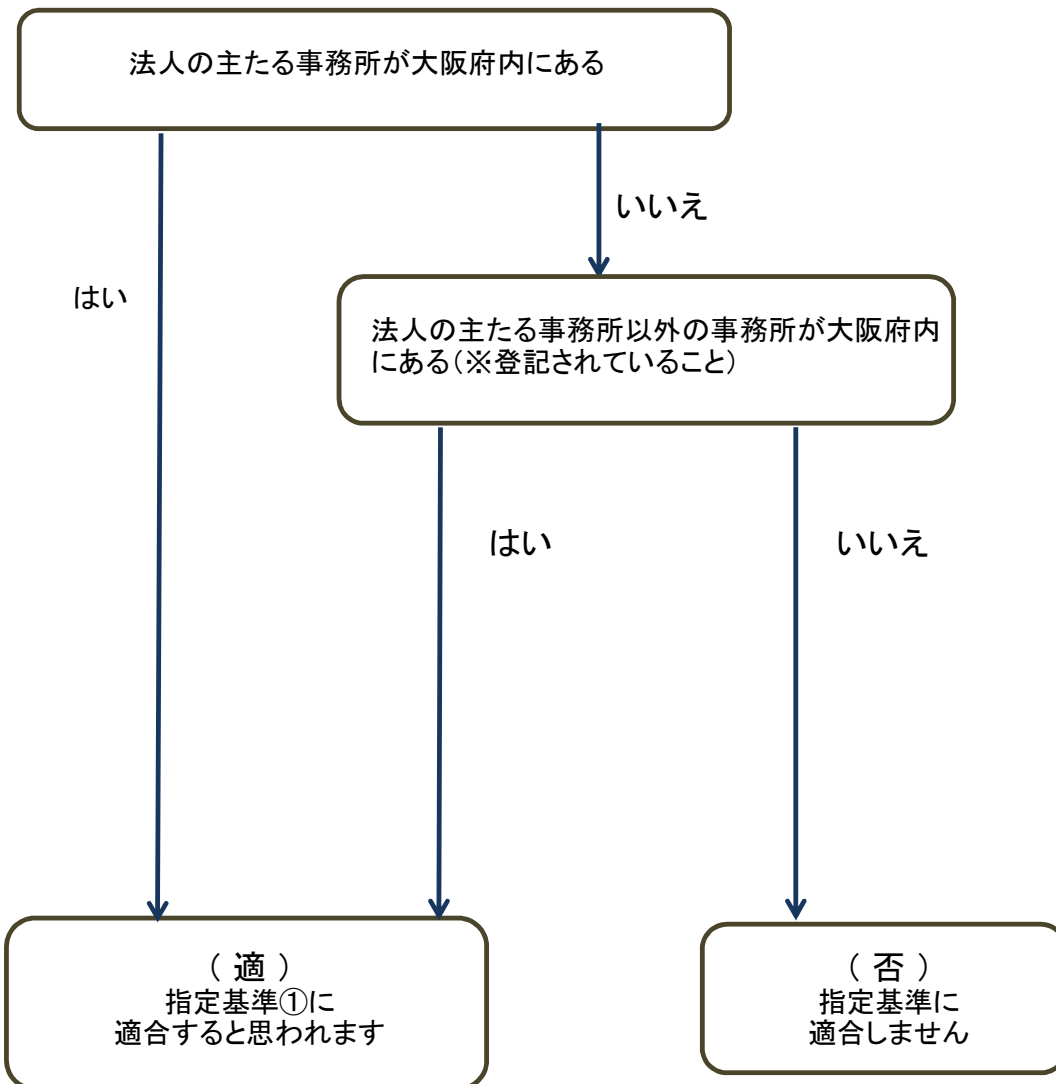
- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日 ( 年 月 日 )	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの2年前事業年度	③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの3年前事業年度	④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの4年前事業年度	⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

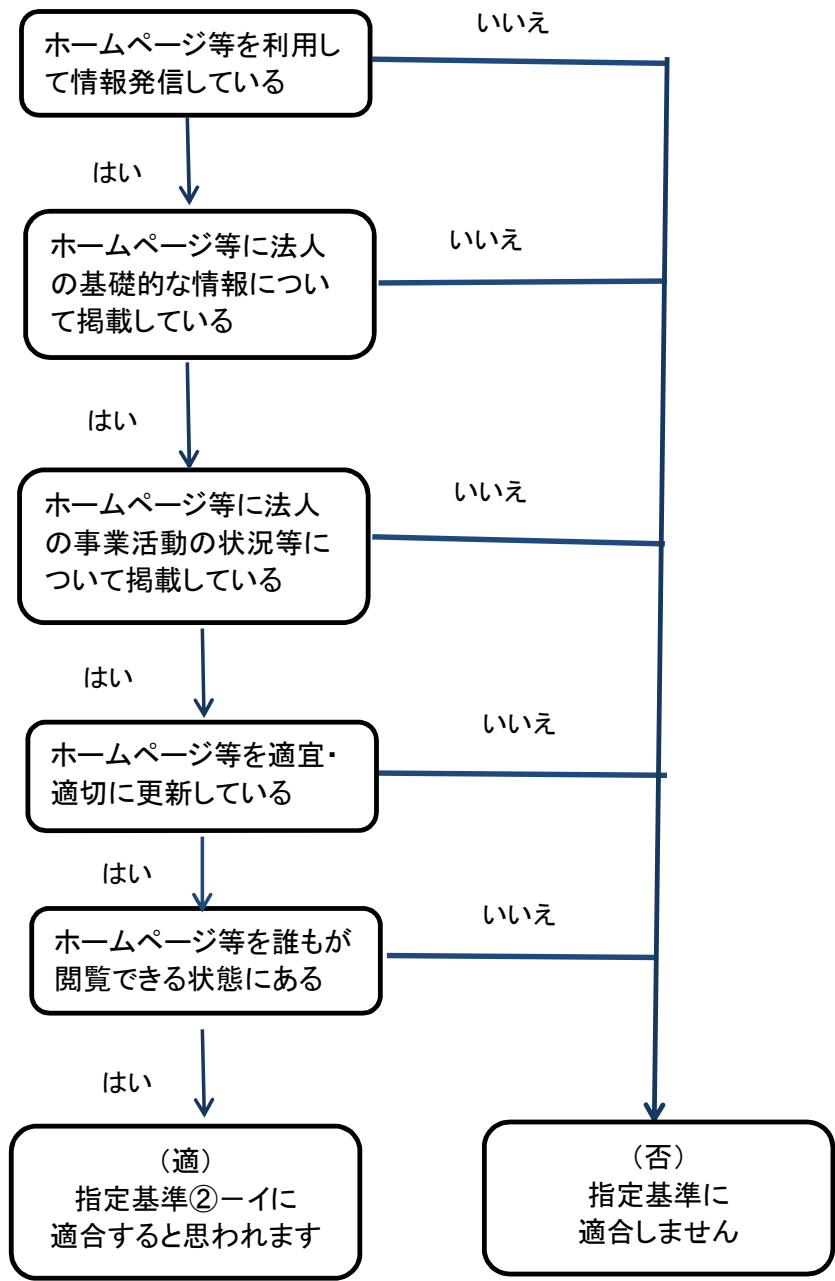


指定基準① — 事務所の所在地について —



☆指定基準②(情報発信要件)については、(1)イの方法、(2)ロの方法、(3)イとロの両方の方法の3つの方法を選ぶことができます。

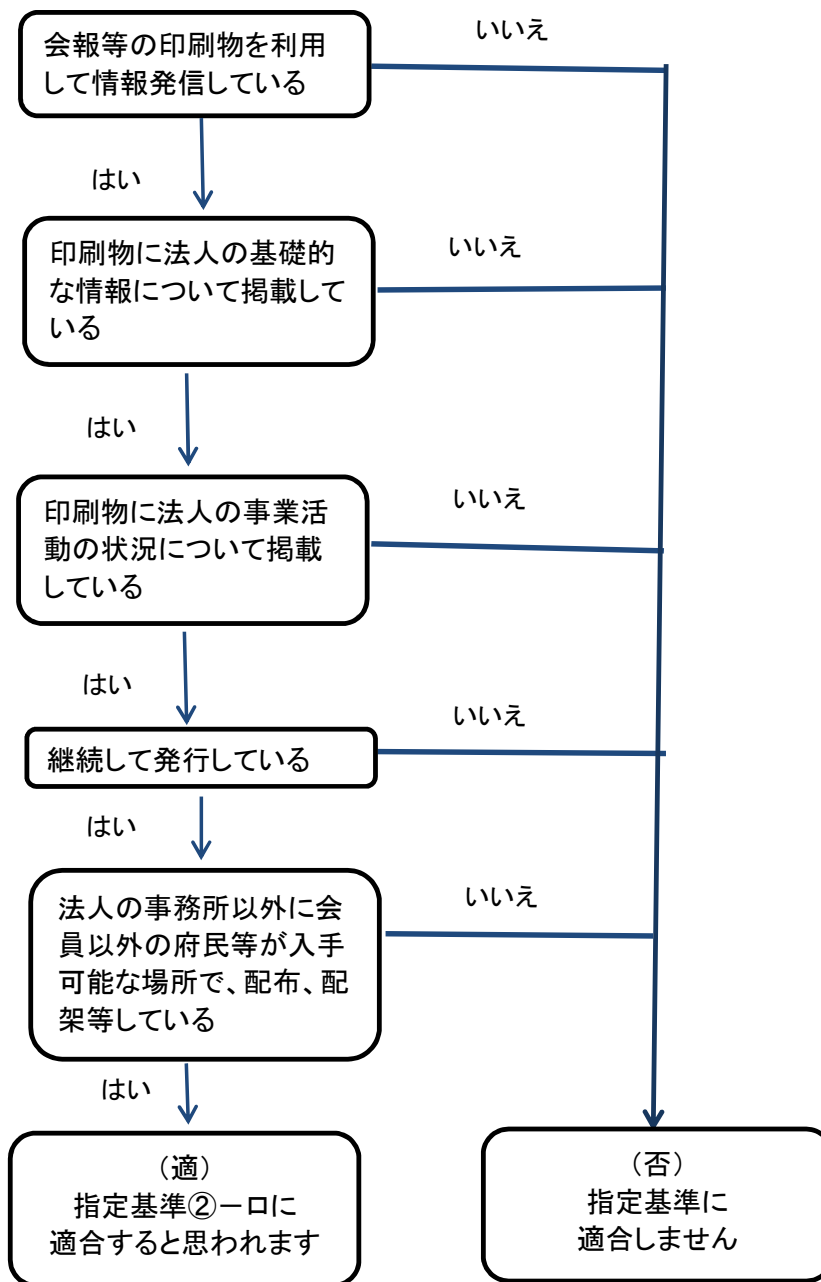
指定基準②-イ — 情報発信要件 —



※基礎的な情報・・・法人名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス 等)、代表者氏名、法人の目的  
 ※事業活動の状況・・・事業の実施状況、事業の実施予定、事業の成果、法人に対する支援募集に関する事項

☆指定基準②(情報発信要件)については、(1)イの方法、(2)ロの方法、(3)イとロの両方の方法の3つの方法を選ぶことができます。

指定基準②-ロ — 情報発信要件 —



※基礎的な情報・・・法人名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス 等)、代表者氏名、法人の目的  
※法人の活動状況・・・事業の実施状況、事業の実施予定、事業の成果、法人に対する支援募集に関する事項

☆ 指定基準③(寄附金要件)については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-イ

寄附金要件  
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
K. 差引金額(G - H - I - J)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Kの金額( )}}{\text{Fの金額( )}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
指定基準③-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

☆ 指定基準③(寄附金要件)については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準③-ロ

寄附金要件  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
指定基準③-ロに  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名及び住所(法人・団体にあつては、その名称及び所在地)が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申出法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が50人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。

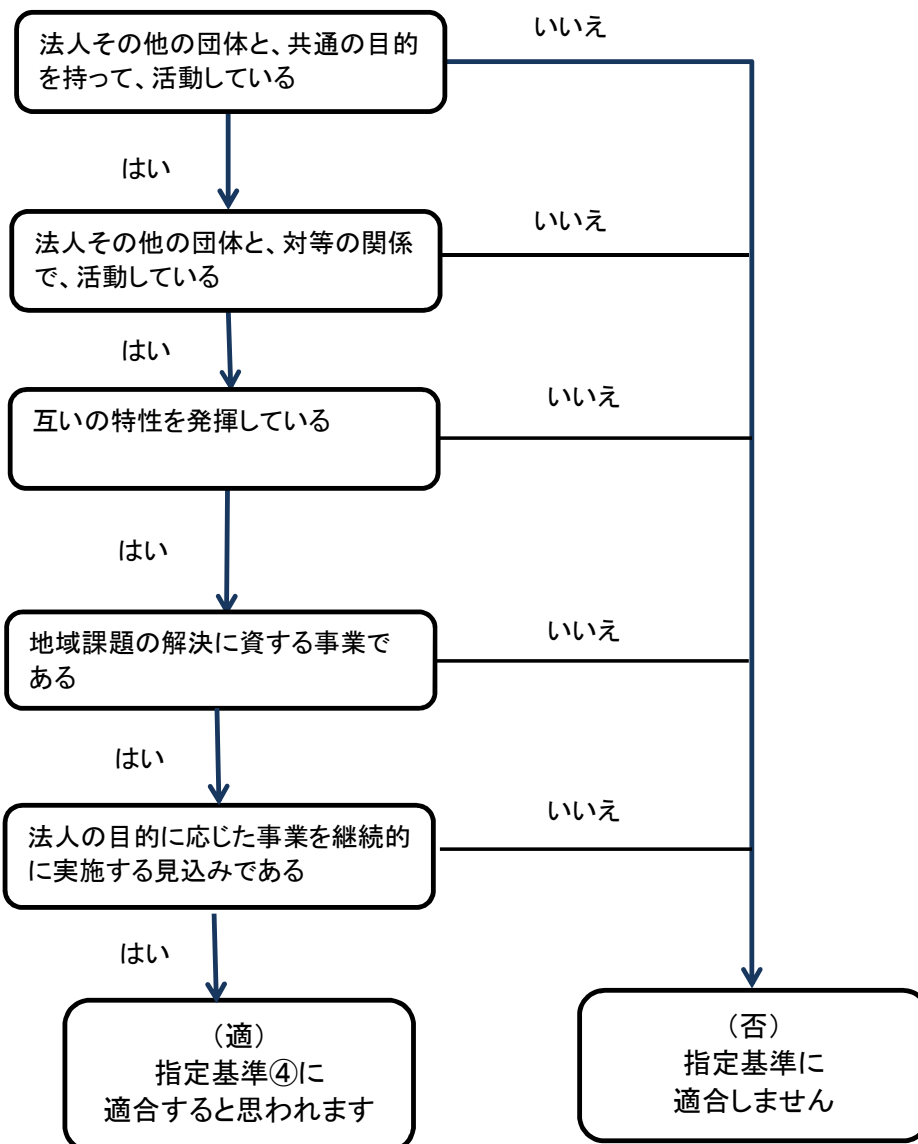
★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)		
①	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
	合 計				月	人

$$\frac{Bの合計( \quad ) \times 12}{Aの合計( \quad )} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 50$$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

指定基準④ — 協働要件 —



※ 法人その他の団体…国や府、市町村などの行政、学校や病院、企業などの法人格を有する団体のほか、自治会やボランティアグループなどの任意団体をいいます。



指定基準⑤ — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

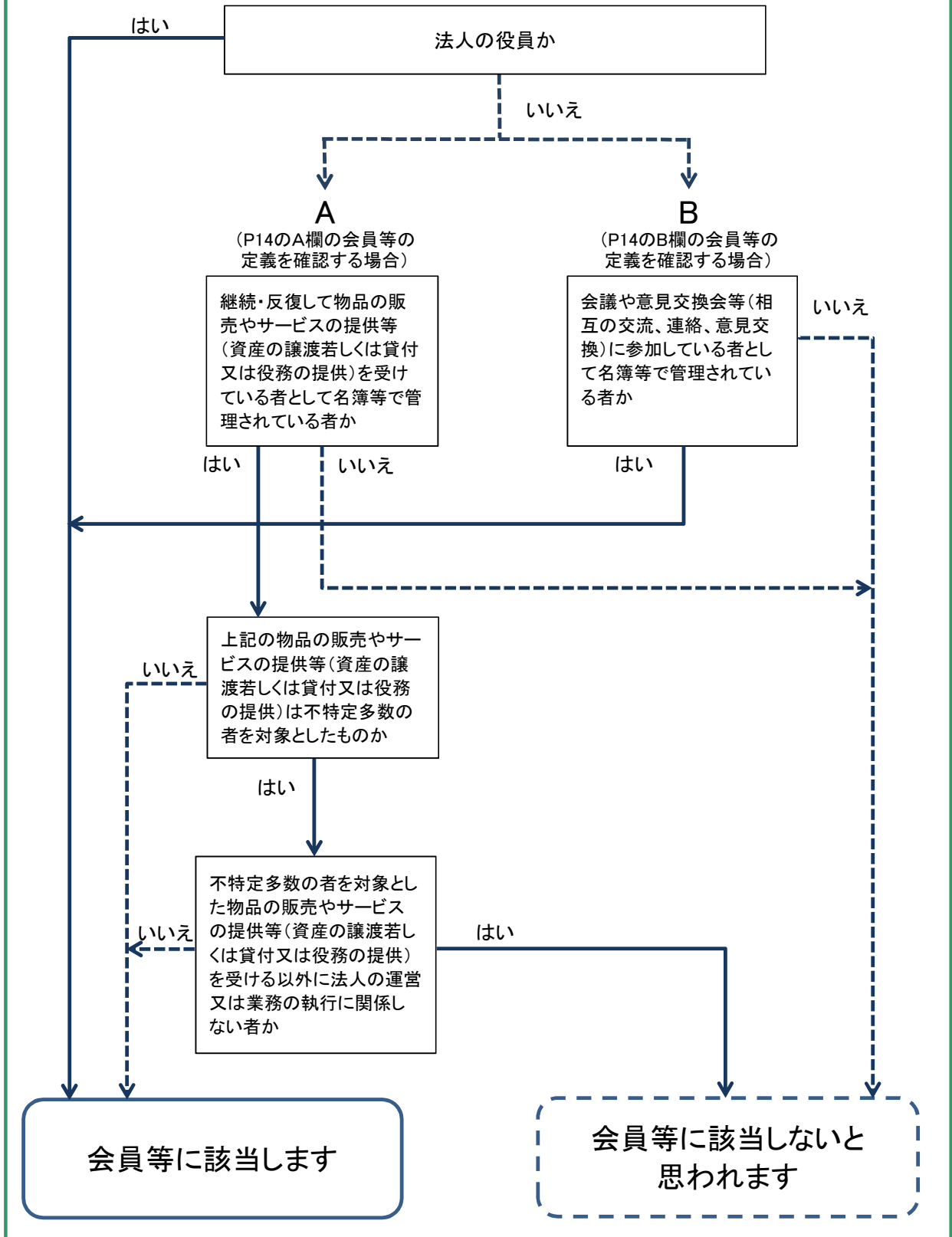
( 適 )  
指定基準⑤に  
適合すると思われます

( 否 )  
指定基準に  
適合しません

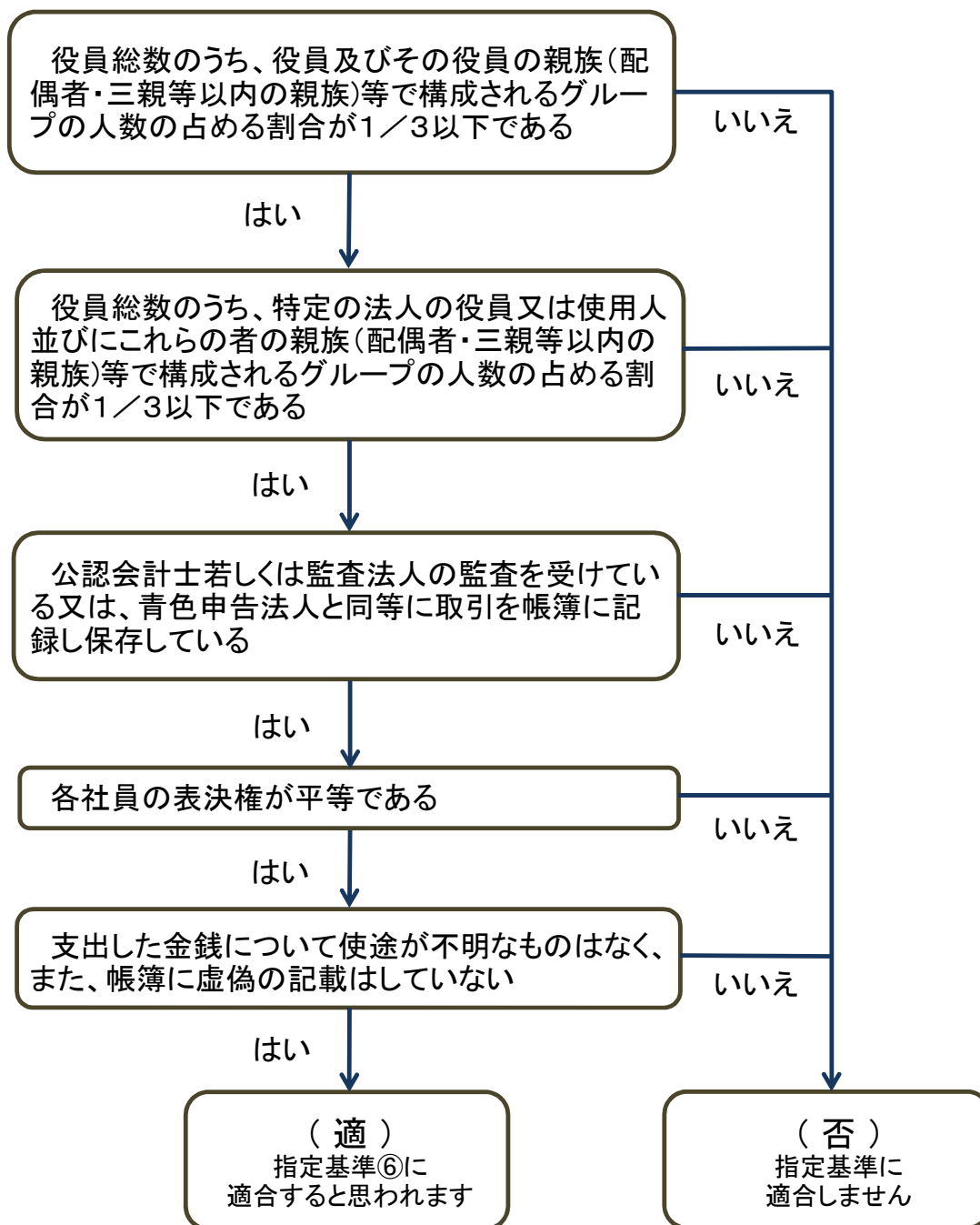
※ 「会員等」の定義については、次ページを参照願います。

指定基準⑤

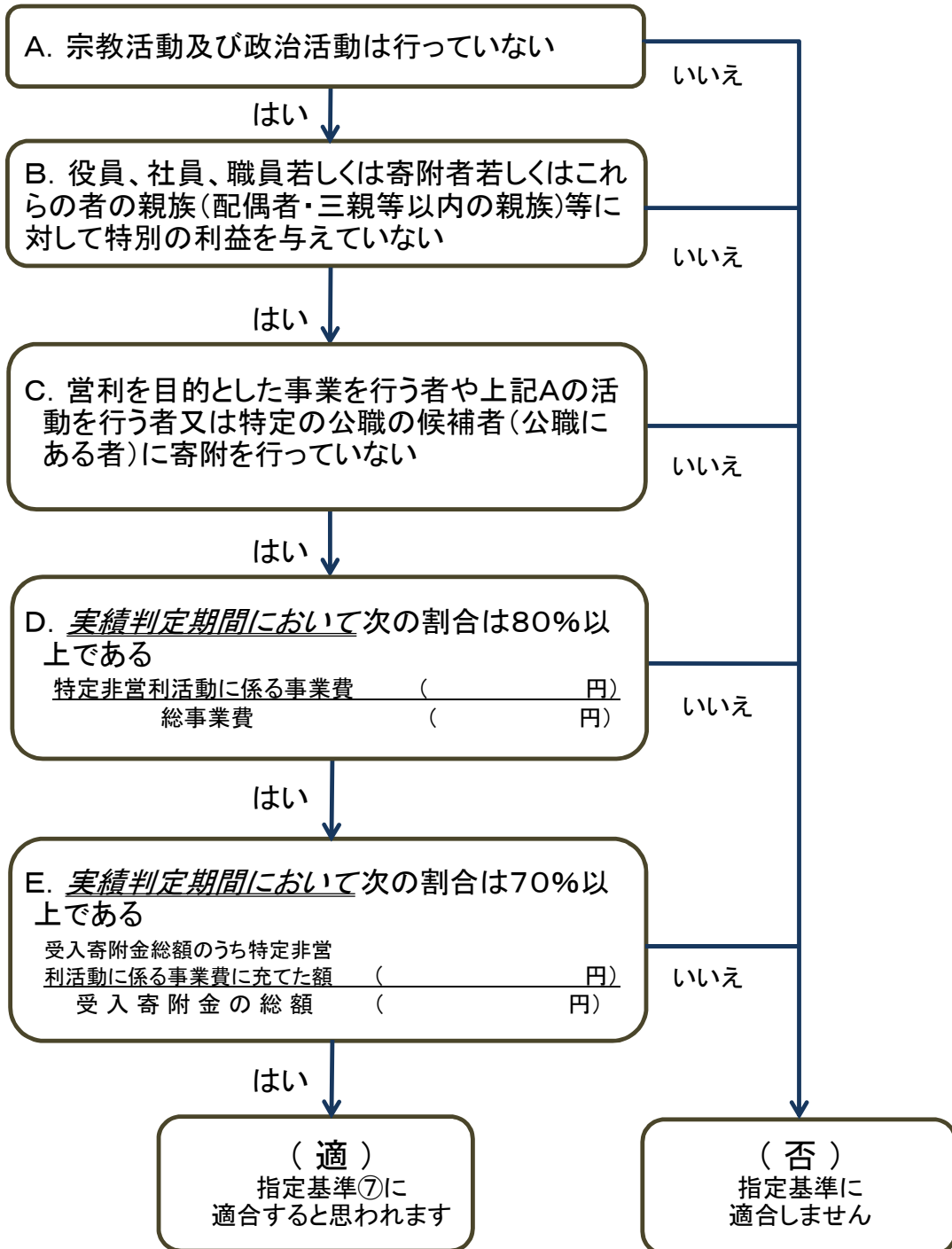
(参考)「会員等」について



指定基準⑥ — 運営組織及び経理について —

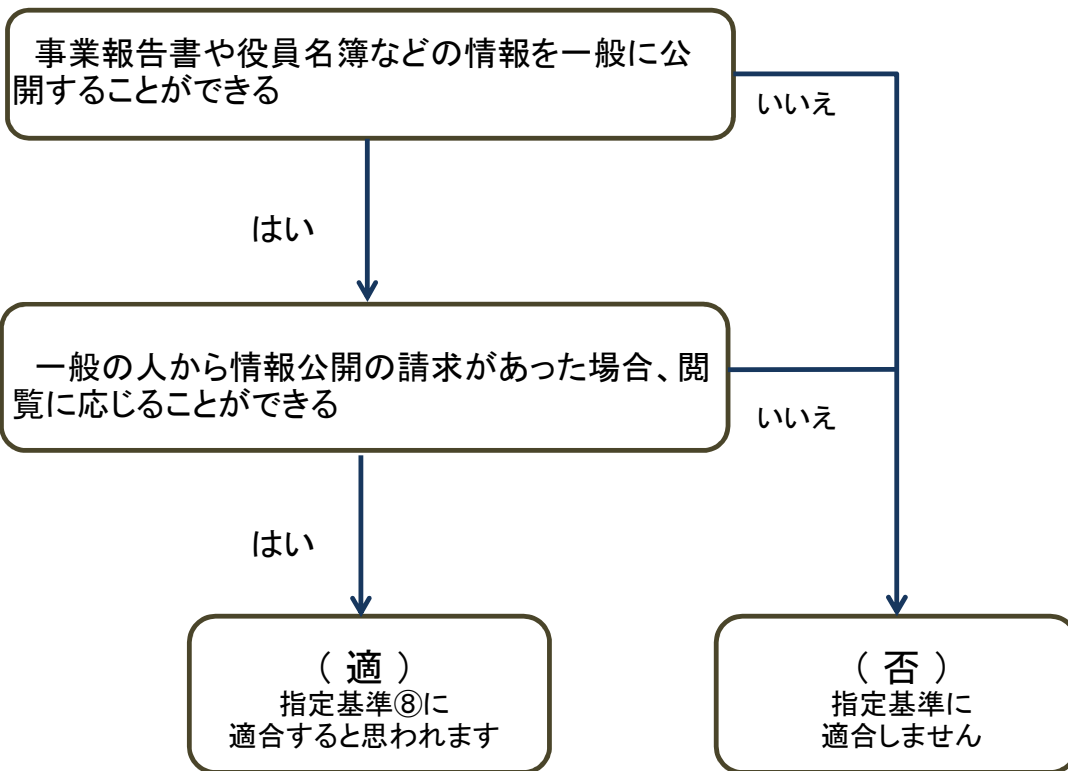


指定基準⑦ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

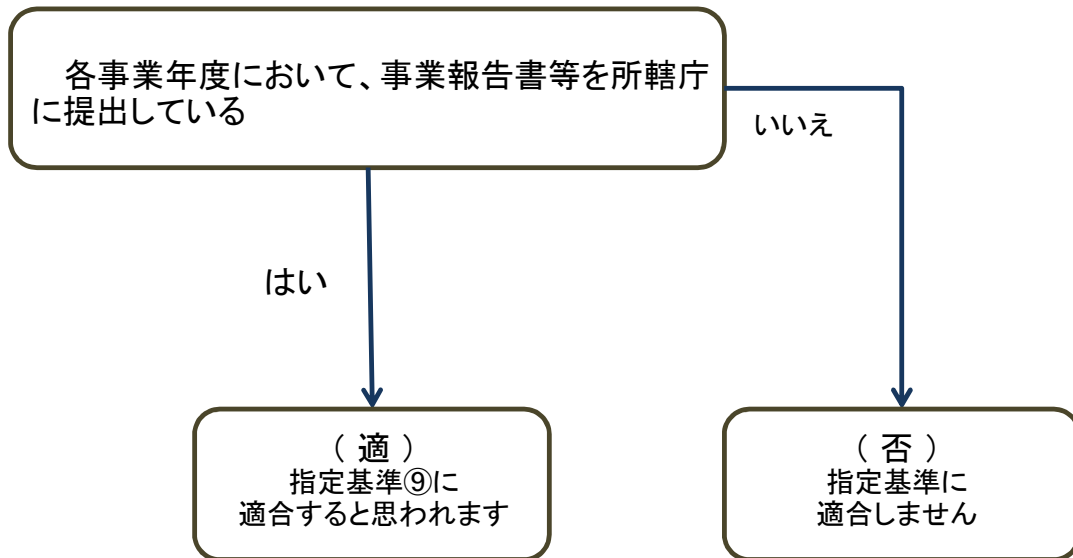
指定基準⑧ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

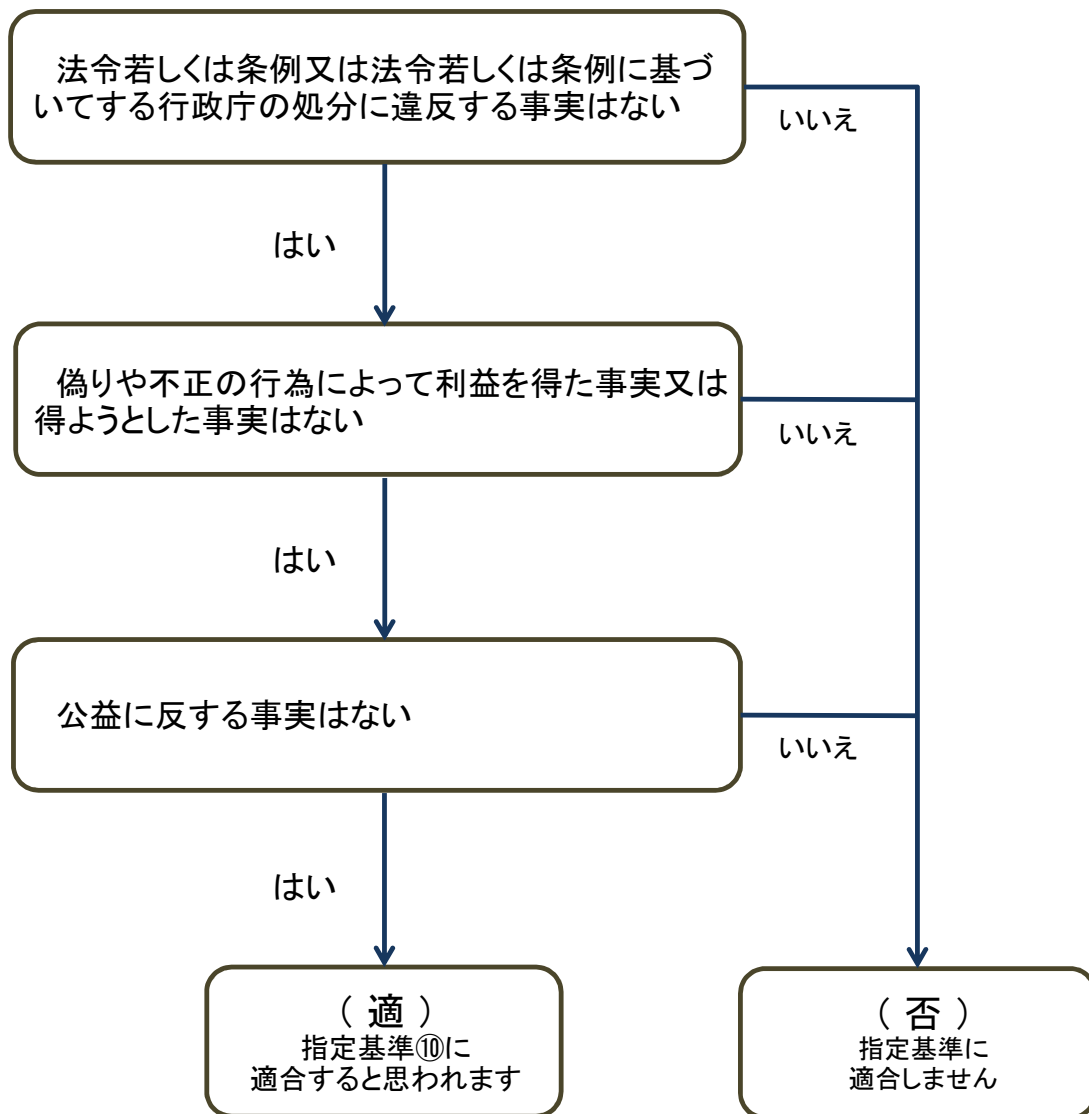
指定基準⑨ — 所轄庁への書類提出について —



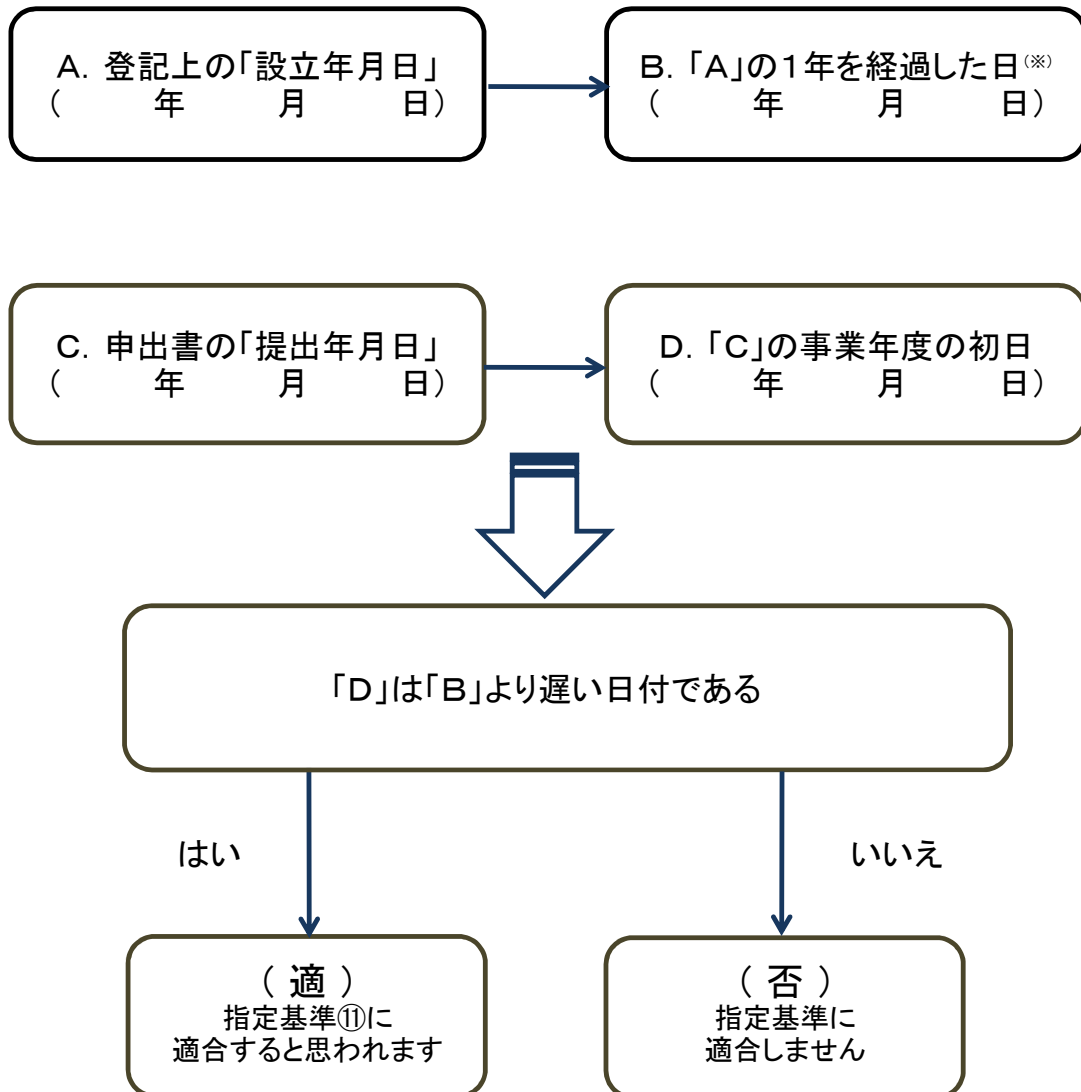
※ 事業報告書等

- ・ 事業報告書
- ・ 活動計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 財産目録
- ・ 年間役員名簿
- ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準⑩ — 不正行為等について —



指定基準⑪ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。



— 欠格事由について —

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定、特例認定又は条例指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. 法若しくは暴力団員不当行為防止法、又は大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定、特例認定又は条例指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にあるもの、又は暴力団密接関係者

はい

いいえ

(適)  
欠格事由に該当  
しないと思われます

(否)  
欠格事由に該当します